

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の学校法人Bに採用され、教諭として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、小型自動二輪車で通勤途中、T字路を右折するためにゼブラゾーンで停止していたところ、右方向から走行してきた自動車に衝突され（以下「本件事故」という。）負傷した。

請求人は、同日、C病院へ救急搬送され、翌〇日、D整形外科に受診し「頸椎捻挫、腰部挫傷、両股挫傷、両肩挫傷、右膝挫傷、右足関節挫傷、左膝半月板損傷」と診断された。その後、E病院及びF病院にも受診し、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。請求人は、監督署長に障害給付を請求し、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第12級と決定された。

請求人は、本件事故の後、半年程度の間、記憶力の低下、意思疎通困難等の症状が見られたとして、複数の医療機関に受診したところ、平成〇年〇月〇日、G診療所において「外傷性脳損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件事故によるものであるとして、監督署長に休業給付の請求をしたところ、監督署長は、本件事故によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が本件事故によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、本件傷病は本件事故に起因する旨主張している。

(2) そこで、本件に係る医師の見解についてみると、次のとおりである。

H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「初診：平成〇年〇月〇日、診断名：本件傷病、医学的判断根拠：他に本件傷病を起こす原因がないこと。」と述べており、また、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「検査結果：MRI、MR-tensor画像、FA-SPM画像はいずれも異常なし。FDG-PETは『びまん性脳損傷』として一部典型的な所見あり。診断名：頭部外傷後高次脳機能障害疑い。」と述べている。

これに対し、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「他覚的所見：異常認めず。頭部CT：特に異常所見認めず。HDS-R（簡易知能検査）：30/30。頭部MRI：特に問題となる所見認めず。診断名：頭痛、めまい、耳鳴。本件傷病との因果関係不詳。」と述べ、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件事故後約7か月後に受診したL

病院における頭部CT・MRIでは異常を認められておらず、HDS-Rは30/30と満点である。さらに平成〇年〇月に受診したM病院におけるMRI、SPECT画像では、いずれも（本件傷病と関連する）異常を認められていない。したがって、本件事故によって当該労働者に本件傷病が生じたとは考えがたい。」と述べている。

- (3) H医師及びI医師は、上記意見書において、請求人の傷病について本件傷病又はその疑いと述べているが、本件における医学的資料を精査するも、請求人において、両医師が所見した異常所見が頭部外傷によるものであるとし得る明らかな根拠を見いだすことはできない。そうすると、両医師の意見は、請求人の症状が本件事故に起因することを示すに足る医学的根拠を欠くものと言わざるを得ず、採用することはできない。

したがって、当審査会としても、J医師及びK医師の意見は妥当であり、請求人に発症したとする本件傷病は、本件事故に起因するものとは認められないと判断する。

- (4) その他、請求人らの主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件傷病は本件事故によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。